藻末、発酵乾燥したもの）及びその粉			
2　く溶性加里を保証するものにあつては、骨灰、動物性つ物（鶏ふんの燃焼灰（鶏ふんの燃焼に限る。）又は動物の排せつ物（動物の排せつ物又は堆肥（動物の排せつ物に由来する有機質を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの）を原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの）			
く溶性加里　一・〇			
3　水溶性加里を保証するものにあつては、水溶性加里　一・〇			
五　可溶性けい酸を保証するものにあつては、可溶性けい酸　一〇・〇			
六　1　く溶性苦土を保証するものにあつては、く溶性苦土　一・〇			
2　水溶性苦土を保証するものにあつては、水溶性苦土　一・〇			
七　1　可溶性マンガンを保証するものにあつては、可溶性マンガン　〇・一〇			
2　く溶性マンガンを保証するものにあつては、く溶性マンガン　〇・一〇			
3　水溶性マンガンを保証するものにあつては、水溶性マンガン　〇・一〇			
八　1　く溶性ほう素を保証するものにあつては、く溶性ほう素　〇・〇五			
2　水溶性ほう素を保証するものにあつては、水溶性ほう素　〇・〇五			

五の⑵の表混合汚泥複合肥料の項中「たい積」を「堆積」に、「二〇％」を「四〇％」に改め、同表家庭園芸用複合肥料の項中「配合肥料」の下に「、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料」を加え、「せき柱」を「脊柱」に改める。

十三の表配合肥料の項中

「

三―アリルオキシ―一・二―ベンゾイソチアゾール―一・一―ジオキシド	〇・八〇以下		

」を

「

三―アリルオキシ―一・二―ベンゾイソチアゾール―一・一―ジオキシド	〇・八〇以下		
一―（六―クロロ―三―ピリジルメチル）―N―ニトロイミダゾリジン―二―イリデンアミン及び三―アリルオキシ―一・二―ベンゾイソチアゾール―一・一―ジオキシド	〇・〇七以下		
	〇・八〇以下		

」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年九月七日から施行する。

○農林水産省告示第千九百八十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十五条第一項の規定に基づき、昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月七日から施行する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

二の工業用の項中「液体りん酸肥料」の下に「、熔成汚泥灰けい酸りん肥」を加える。

○農林水産省告示第千九百八十七号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第四条第一号の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十八号（肥料取締法施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月七日から施行する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

「熔成けい酸りん肥」の下に「、熔成汚泥灰けい酸りん肥」を、「化成肥料」の下に「、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料」を加える。

○農林水産省告示第千九百八十八号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第七条の六第五号の規定に基づき、平成十三年五月十日農林水産省告示第六百四十三号（肥料取締法施行規則第七条の六第五号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月七日から施行する。

平成二十四年八月八日

農林水産大臣　郡司　彰

第三項第二号中「肥料（」の下に「熔成汚泥灰けい酸りん肥、」を加える。

官庁報告

国家試験

ＣＢＴによる平成24年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成24年度ＩＴパスポート試験（６月実施分）の合格者を平成24年７月18日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成24年８月８日

経済産業大臣　枝野　幸男